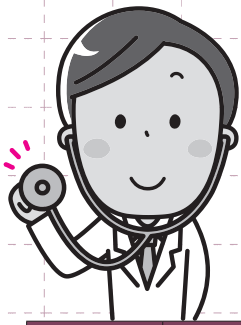


令和2年度の保

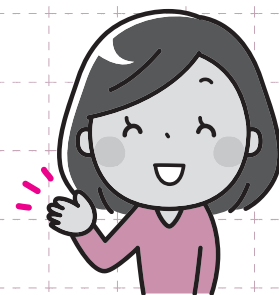







本組合では、組合員である皆さんの心身の健康を保持していただくよう、下記の事業を行っています。なかには、被扶養者の方も利用できるものもございますので積極的にご利用ください。

健診種別	対象者	申込の要否 (時期)	健診種目	実施期間	その他
成人病 健診 (精密検査)	30歳以上の組合員	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・胃部検査 ・心電図検査(35歳を除く30歳代) ・眼底検査(40歳以上) ・血液検査 ・大腸検査(希望者のみ) 	5月～10月	人間ドック申込者は対象外。 胃部検査及び大腸検査の結果、必要とされた場合、精密検査を実施。 その場合当該検査に係る本人負担額については、事後請求により全額助成。
委託定期 健康診断	組合員	不要	労働安全衛生規則第44条の規定に定める定期健康診断項目の中から、所属所より申込のあった項目	成人病健診に 同じ	原則として成人病健診と同時実施
歯科健診	29歳以下、及び30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の組合員	不要	歯周組織の検査・問診・指導	成人病健診に 同じ	原則として成人病健診と同時実施
特定 健康診査	40歳以上75歳未満の組合員、任意継続組合員及びその被扶養者	不要	基本検査項目：身長・体重・血液検査・尿検査 詳細検査項目：貧血検査・心電図検査・眼底検査 ※医師が必要と判断した場合	特定健康診査受 診券配布後 ～翌年3月末日	組合員は定期健康診断又は人間ドック時に併せて実施する。
特定 保健指導	上記の特定健康診査の結果から保健指導が必要であると判定された者	必要 ※右記その他欄参照	支援レベルによる	特定保健指導利用券配布後～ 利用券に記載の有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導利用申込書にて事前に利用方法を選択の上提出 ※人間ドック機関にて健診日当日に初回面接を受けた場合、または全国巡回健診にて特定保健指導に該当された場合は申込み不要
人間 ドック	35歳以上(脳ドックは50歳以上)の希望する組合員又は被扶養者	必要 (2月下旬～3月中旬) ※新規採用者等については4月上旬	申込コースによる ・日帰りコース ・1泊2日コース ・脳ドックコース ・家族健診(ミニドック)コース(被扶養者のみ)	受診券配布後～ 令和3年3月31日	共済組合助成額： 組合員 20,000円 (節目年齢該当組合員 30,000円) 被扶養者 13,000円 (節目年齢該当被扶養者 19,000円)
婦人科 健診	20歳以上の希望する女性の組合員又は被扶養者	必要 (人間ドックに 同じ)	子宮がん検査(問診・内診・頸部細胞診) 乳がん検査(マンモグラフィーまたは乳腺超音波検査) ※乳がん検査における視診・触診の実施の有無については、医療機関により取扱いが異なります。	人間ドックに同じ	共済組合助成額：左記健診種目に限り、全額負担

「セミナー型特定保健指導」
追加開催

健事業について



事業種別	対象者	申込の要否 (時期)	実施方法・実施内容	実施期間	その他
電話健康相談 	組合員とその家族	不要	フリーダイヤルにて相談	年間を通じて24時間体制	相談に係る費用は全額助成
メンタルヘルス 相談 	組合員とその家族	必要	事前予約の上、指定機関にて相談	指定機関が指定する日時	相談に係る費用は全額助成 (ただし、同一内容のカウンセリングは1人3回を限度とする)
森林セラピー 	組合員とその被扶養者及びその家族 (共済組合特別価格適用)	必要	事前に森林セラピー利用助成券の交付を受け、予約の上、セラピーを体験	年間を通して事業者が指定する日	組合員と被扶養者： 1人につき2,000円を助成 被扶養者以外の家族：助成なし (ただし、共済組合特別価格を適用する)
宿泊施設利用助成 	組合員とその被扶養者	必要	事前に宿泊施設利用助成券の交付を受け、助成対象宿泊施設に提出	通年	1人1泊につき2,000円助成 (ただし、利用料金が助成額を下回る場合は助成券の使用不可)
生活習慣改善セミナー 	40歳未満の組合員	必要	生活習慣病の未然予防による特定保健指導該当者の減少を目的に開催	未定	
ライフプランセミナー (退職準備型)	50歳以上の組合員	必要	組合員の生涯生活設計を樹立するための支援を行うとともに、所属所のライフプラン事業を支援することを目的に開催	10月ごろ (2回開催)	参加要項等詳細につきましては、後日改めてお知らせし、広報誌「すこやか」でもご案内いたします。
ライフプランセミナー (生活充実型)	50歳未満の組合員	必要		未定 (1回開催)	

令和2年度より新設